

# 日常生活自立支援事業について

社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会  
社会福祉課 伊藤岳央



## 日常生活自立支援事業とは

- 福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する事業です。
- 平成11年10月に「地域福祉権利擁護事業」としてスタートし、平成19年4月から現在の名称になりました。この名称は、国庫補助要綱上の事業名です。
- 社会福祉法第81条の「都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等」の規定に基づき実施しています。※県社協が実施主体となり、基幹社協は委託により実施しています。



## 事業の実施形態

### 群馬県社会福祉協議会

委託

#### 基幹社会福祉協議会（28市町村）

前橋市	高崎市	太田市	沼田市	伊勢崎市 (玉村町)	桐生市 (みどり市)	渋川市 (楮東村、吉岡町)
館林市	藤岡市	安中市				富岡市 (甘楽町、下仁田町、南牧村)
みなかみ町	中之条町	東吾妻町	草津町	長野原町	板倉町	明和町
千代田町	邑楽町	大泉町	神流町			
片品村	嬭恋村	昭和村	上野村	川場村	高山村	

#### (一般)市町村社会福祉協議会（7市町村）

- ①潜在的ニーズの発掘し、事業へつなげること
- ②基幹的社協が訪問相談を行なう際に利用者の仲立ちをすること
- ③生活支援員による支援に必要なサポートを行なうこと
- ④当該町村住民のケースについて、町村社協が日常的な見守り支援等を行なうこと

都道府県により、実施形態は異なります。

3



## 利用できる人

- 高崎市在住で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人（認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人）
  - ※認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。
  - ※身体のみ障害のある人は該当しません。
- ご本人の利用意思が確認でき、契約のできる人
  - ※利用意思の確認ができない場合や、判断能力の低下により契約が困難な場合は、利用できません。その際は、成年後見制度をおすすめする場合があります。
- 判断能力が不十分でありつつも、  
契約能力は有していないと利用できません！



## 契約

- ご本人－高崎市社会福祉協議会(基幹社協)－群馬県社会福祉協議会の3者で契約します。
- 高崎市社会福祉協議会は、福祉サービスの利用を支援します。
- 群馬県社会福祉協議会は、基幹社協による支援が適切におこなわれるように監督します。



## サービス内容

主に以下の3つの内容となります。

- ①福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします!  
【福祉サービスの利用の支援】
- ②生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします!  
【日常的な金銭管理の支援】
- ③大切な通帳や印鑑、書類などをお預かりします!  
【お預かりサービス】



## サービス内容1 福祉サービスの利用の支援

- 福祉サービスを利用、または利用をやめるために必要な手続きの支援（要望を伝えるなど）
- ※現在は、高齢者あんしんセンターや、ケアマネジャーなどが担ってくれることが多いです。
  
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き など
- ※施設入所や福祉用具の契約、病院への入院契約や保証人になるなどの支援はできません。



## サービス内容2 日常的な金銭管理の支援

- 日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預け入れなどの手続き
- 支払いなどを伴う通知物の確認 など
- 税金、公共料金、医療費、家賃、福祉サービス利用料などの支払い手続き
- 年金の受領に必要な手続き
- ※買物や品物を届けることはできません。



## サービス内容3 お預かりサービス

○希望される預貯金通帳(残高が日常生活費程度のもの)、金融機関届出印、年金証書などの預かり

※大きな財産の管理や株券など価値の変わる書類・現金・貴金属などは預かりできません。

※定期預金は預かりますが、払戻しや解約などの手続きはできません。

※金融機関によっては、口座開設した金融機関支店窓口での取引しかできないため、場合によっては新たに近隣の金融機関での口座開設をお願いする場合があります。

※お預かりのみの契約はできません。



## 支援者

### ①専門員

利用者のご自宅や入居・入院先を訪問し、生活の状況などを把握しながら、福祉サービス利用援助事業での契約や支援計画などを立てる担当者です。

### ②生活支援員

専門員の指示により、定期的に利用者のご自宅や入居・入院先を訪問し、預貯金の預け入れや払い戻しなどの代行を行う担当者です。

※社会福祉協議会の臨時職員です。





## 利用料

- 相談や契約書類などの作成は、無料です。
- 利用料は、預貯金の払戻しや支払いなど支援1時間あたり1,200円です。  
※住民税非課税世帯は、支援1時間あたり700円(500円公費助成)です。  
※生活保護世帯は、無料(全額公費助成)です。
- 普段の支援で使用しない定期預金や権利証などは、社協が契約する金融機関の貸金庫で保管する場合があります。  
その場合は、別途利用料(令和2年度は月100円)がかかります。



## 利用までの流れ

- ①相談  
まずは、お困りのことをご相談ください。  
ご家族や関係機関の方でも、もちろん構いません。
- ②初回訪問  
事業説明、利用意思の確認(申込書の記入)、状況の確認や聞き取り、支援内容の相談、預かり物件や指定受取人(法定相続人が望ましい)などの確認
- ③再訪問(基本は、初回から1~2週間後に訪問)  
利用意思の確認、契約書(案)、支援計画(案)、預かり書(案)の説明と確認



#### ④審査

群馬県社会福祉協議会の審査があり時間を要します。だいたい2～3週間程度

#### ⑤契約

契約書類の取り交わし、預かり物件の預かり、金融機関での代理権などの設定  
※金融機関の手続きは、行員と本人との面前での手続きが必要な場合があります。

#### ⑥支援開始

支援計画に基づき支援開始

## 高崎市の状況

群馬県内では約1000人が利用  
令和2年8月1日現在

#### 【課税状況】

区分	認知症	知的	精神	合計	割合
実利用者	71	22	29	122	100%
生活保護	42	8	10	60	49.2%
非課税	22	13	13	48	39.3%
課税	7	1	6	14	11.5%
不明	0	0	0	0	0%
割合	58.2%	18.0%	23.8%	100%	

#### 【性別】

	認知症	知的	精神	合計	割合
男	27	14	15	56	45.9%
女	44	8	14	66	54.1%

## 一般的な事例の紹介

### ①1人で自宅で暮らす軽度の認知症高齢者

生活支援員が、毎月15日(土日の場合はその前日)に、〇〇銀行口座から生活費5万円を払い戻し、自宅にお届けします。

※公共料金は引き落としに変更済

### ②1人でアパートで暮らす軽度の知的障害者

平日の昼間は、A型事業所に通っている。

毎週月曜日に、A通帳から払い戻した生活費をB通帳に預け入れる。本人は、B通帳キャッシュカードでATMから払い戻す。

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
利用しやすさ	利用しやすい (社協専門員が訪問し、事業説明など)	家庭裁判所への申立てが必要
費用	契約後、支援時間による 課税世帯 1,200円/1時間 非課税世帯 700円/1時間 生活保護世帯 無料  ※負担とならない料金	切手、印紙代で5,000円~1万円。 鑑定を要する場合は別途、鑑定費用がかかる。 また、申立てを弁護士や司法書士に依頼すると別途、報酬がかかる。相場は10万円程度
権限	生活にかかる費用の払戻しや支払など ※できることは少ない	後見・保佐・補助により違うが、取消や財産などの法律行為
対象者	判断能力が不十分だが、契約能力のあること	判断能力が不十分なこと
その他	自らの意思で、解約する(やり直す)ことができる	自らの意思でやめることができない